

2021（令和3）年度 共同研究（若手）募集要項

国文学研究資料館

1. 共同研究の対象

若手研究者（満40歳未満）が研究代表者となって行う共同研究。日本文学に関する創造的な研究であって、文献研究に限らず、たとえば「中世文学と漢語」あるいは「言文一致とジェンダー」など、包括的・一般的な課題に取り組もうとする研究も含まれます。

ただし、同じ課題での科研費等との重複申請は避けてください（既に採択されている課題についても申請しないでください）。

2. 申請資格

申請資格は、次の（1）及び（2）に該当する者としてします。

（1）博士号取得者又はこれと同等の能力を有する者

（2）満40歳未満の者（2021年4月1日時点）

※ただし、次の①～③のいずれかに該当する者は、本共同研究には申請できません。

①2021年度に実施する当館の他の共同研究の研究代表者

②府省共通研究開発管理システム（e-Rad）で資格停止の措置を受けている研究者

③大学院生

3. 研究組織

共同研究は、研究代表者と研究分担者で構成します。

研究代表者（申請者）は、共同研究の推進を図り、研究計画の立案、研究分担者の選定、研究会の主宰、研究成果の取りまとめを行います。なお、大学及び研究機関に所属する常勤の研究者以外の者は国文学研究資料館（以下「当館」という。）の客員研究員となります。

研究分担者は2名以上とします。ただし、大学院生等の学生は研究分担者となることはできません。研究計画の遂行に関して研究代表者と協力しつつ、研究遂行責任を分担して研究活動を行います。なお、科研費と異なり分担金は配分しません。

また、研究分担者の他に、研究会や資料調査に研究協力者を随時参加させることができます。研究協力者は研究組織に含めません。研究協力者には、できるだけ若手研究者を選ぶようご配慮ください。

4. 研究期間

研究期間は、2021年4月1日から1年間又は2年間とします。

5. 共同研究会の開催場所等

（1）研究会は、原則として当館を会場として、開催するよう計画してください。社会状況によってはオンラインでの開催も可能です。

なお、当館以外の国内の他所蔵機関等への調査旅行を行うことについては、予算の範囲内で実施することが可能です。また、同時に調査先において研究会を開催することもできます。

（2）研究代表者及び研究分担者は、共同研究のために、当館の施設、設備、所蔵資料等を利用することができます。

（3）研究代表者及び研究分担者は、研究を行うに当たって、人間文化研究機構及び当館の規程その他の定めを遵守しなければなりません。

6. 募集件数

1件

7. アドバイザー

当館の教員1名が共同研究のアドバイザーとなり、共同研究の運営・予算執行等についての助言を行います。

8. 研究経費

消耗品等を購入するための物品費、研究会等の旅費、講師等の謝金、複写費等の経費を、共同研究経費として配分します。

1件当たり年間配分額50万円以内とします。ただし、当館で研究会等を開催するための旅費が配分額を超えて必要となる場合は、追加配分をすることがあります。

採択後にアドバイザーの助言の下に予算計画を作成します。

9. 申請手続き

(1) 申請者は、本「募集要項」を熟読のうえ、所定の様式を当館ホームページからダウンロードして申請書類を作成してください。

https://www.nijl.ac.jp/activity/research/joint_research/joint_research_offer.html

(2) 申請者は、勤務先の兼業規程等を確認の上、作成した申請書類について申請者の所属長の承認を経た後、所属長の「承諾書」(A4で1枚、様式任意、所属長の押印のあるもの)と併せて提出してください(該当者のみ)。

10. 申請書類

(1) 全員:

2021(令和3)年度国文学研究資料館共同研究(若手)計画申請書電子データ(Wordファイル).....1式

(2) 兼業規程上、所属長の承認が必要になる者:

所属長の「承諾書」電子データ(PDFファイル)・・1式

※上記(2)の「承諾書」について原本の提出は不要です。所属長印の印影があるものをスキャニングしてPDFファイルを作成してください。

11. 申請書類の提出方法

申請書類は、電子データにて、「17. 問い合わせ先」のメールアドレス宛に添付してお送りください。送信の際、件名は「共同研究(若手)応募」とし、当館から返信可能なメールアドレスからお送りください。メール送信後、一週間以内に返信がない場合はお電話にてお問い合わせください。

12. 申請期限

2020(令和2)年10月30日(金)午後5時必着

13. 採否及び採否結果の通知

(1) 採否は、当館の共同研究委員会の審議を経て当館館長が決定し、2020年12月末頃に、その結果を申請者に文書(メール)で通知します。審査に際しては、面接を行うことがあります。

(2) 採否の判定は、提出された計画申請書に基づき、下記の項目について5段階の評価区分(5:特に優れている、4:優れている、3:良好である、2:やや不十分である、1:不十分である)により行います。

【審査項目】

- ①研究の目的・・・・・・・・・・研究の独創性と学術的意義を判断する
 - ②研究組織・・・・・・・・・・役割分担等から研究組織の妥当性を判断する
 - ③本研究で期待できる研究成果・・期待どおり研究成果が得られるか及びその学術的意義を判断する
 - ④研究計画・方法・・・・・・・・・・研究計画・方法の妥当性・実施可能性を判断する
- (3) 採択結果について、当館ホームページ上で、①採択された研究課題名、②採択された申請者名、③応募件数、④採択件数を公表します。
- (4) 採択された共同研究の研究代表者及び研究分担者には、当館の共同研究員としての委嘱を別途行います。研究代表者は、採択の際には委嘱手続きがあることについて各研究分担者にあらかじめ周知願います。なお、研究代表者が、大学及び研究機関に所属する常勤の研究者ではない場合は、当館の客員研究員として受け入れます。

14. 研究成果の公開

研究成果は、学会やシンポジウム等における口頭発表、学術誌への論文掲載、当館が刊行する報告書等によって公開してください。なお、詳細については採択後にお知らせします。

15. 客員研究員について

- (1) 客員研究員は、当館の規程に基づき、外来研究員制度の中に設けられた名称です。
- (2) 本共同研究により受入れた客員研究員は、当館から科学研究費助成事業等に申請することはできません。

16. 申請書類に含まれる個人情報の取扱い等

本募集に関連して提出された個人情報については、審査の目的に限って利用し、審査終了後、全ての個人情報は責任を持って破棄します。

17. 問い合わせ先

〒190-0014 東京都立川市緑町10-3
大学共同利用機関法人 人間文化研究機構
国文学研究資料館 管理部総務課研究協力係
電話 050-5533-2911
FAX 042-526-8604
e-mail [study-ml\(あっと\)nijl.ac.jp](mailto:study-ml(あっと)nijl.ac.jp)

※スパムメール等対策のため、e-mail アドレスには、「@」の代わりに「(あっと)」を入れてお
ります。メール送信の際は、「(あっと)」を「@」に換えて送信してください。

★当館は「国文学研究資料館におけるダイバーシティ宣言」に基づき、ダイバーシティに関する取組を推進し、採用を行います。